

第7回府中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年8月10日（月）
19：00～19：30
場所：第一委員会

室

- 1 感染者情報
- 2 感染者発生に伴う市民への周知
- 3 市内発症の場合の対応方針

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

府中市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 市内での発生について

(1) 県内414例目の新型コロナウイルス感染症患者が府中市内で発生していることをお知らせします。

患者概要は別紙のとおり

(2) 感染者情報の公表について

感染症患者に関する情報の公表は、保健所を所管する地方自治体が行うこととなっております。

保健所は、都道府県、政令市と中核市が設置でき、広島県では県と広島市、福山市、呉市が保健所を設けるため、保健所を設置していない府中市において感染者が確認された場合は、広島県が公表することとなっております。

市民の皆様におかれましては、冷静な対応をお願いするとともに、次のとおり、基本的な感染対策を実施してください。

府中市といたしましても、県や関係機関と連携し、感染拡大防止に取り組んで参ります。

2 市民の皆様へのお願い

- 引き続き、感染予防策（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底してください。
- 飲食店等を利用する場合は、次の店を利用してください。
 - ・ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている店
 - ・広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」
- 国の接触確認アプリ等デジタル技術を積極的に活用してください。
- 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。
- 感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには、積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり、感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも、感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。
- デマや風評など不確かな情報に振り回されることのないよう、冷静な対応をお願いします。

3 健康上の相談について

検査対象を拡大することから、体調不良時は外出を控え、「広島県新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター」への連絡や予め電話をして医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。

広島県 新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター
082-513-2567 (24時間対応)

4 府中市での電話相談窓口

府中市では、新型コロナウイルス感染症に関する「電話相談窓口」を開設しております。生活に関する心配なこと、不安なこと等ありましたら、ご相談ください。

府中市新型コロナウイルス感染電話相談窓口
0847-43-7225 (8:30~17:15)
※土、日、祝日も開設しています。

資 料 提 供
令和2年8月10日
担 当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直 通：082-513-3076

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和2年8月9日（日）に、新型コロナウイルス感染症の患者が新たに2例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内414～415例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	現在	・他事例との関連 ・県外往来（※）
414	70	府中市	8/9（発症日） 息切れ、CT上肺所見あり	8/9	感染症指定医療機関に入院中	・他事例との関連なし ・県外往来あり
415	10	庄原市	8/8（発症日） 喉の違和感、微熱	8/9	感染症指定医療機関等に入院予定	・県403例目の接触者 ・県外往来なし

※発症前14日以降の県外・海外との往来

【県民の皆様へ】

- 引き続き、感染予防策（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底してください。
- 検査対象を拡大することから、体調不良時は外出を控え、最寄りの相談窓口への連絡や予め電話をした上で医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。
- 飲食店等を利用する場合は、次の店を利用してください。
 - ・ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている店
 - ・広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」
- 国の接触確認アプリ等デジタル技術を積極的に活用してください。
- 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。
- 感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには、積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり、感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも、感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。

カテゴリー	項目	県	府中市
1 健康リスク	発症者情報	保健所である県	
	感染経路の調査・濃厚接触者の把握	保健所である県	
	入院・検査対応	保健所である県	
	事業所への対応	保健所である県	
2 市民への メッセージ	・発症者情報	保健所である県	(県に準じる)
	・受診に当たっての注意事項	・感染の疑いのある症状 ・受診時のルール	(県に準じる)
	・感染予防	うがい、手洗いの励行	(県に準じる)
	・感染拡大の抑止	・3密を避ける	(県に準じる)
	・市の行事、施設の扱い		【①単純に感染者が出た場合】 ・施設、学校、保育所…平常通り行う ※感染者の立ち寄り先がある場合は一時閉鎖し、消毒を行う。 ・イベント…県のイベント開催条件に準ずる 【②市役所、市の施設関係者の場合】 →下記3のとおりを発表
・その他			
3 一事業主としての 対処	学校・保育所		(別記)
	市の公共施設		(別記)
	市役所の業務継続		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">・ A業務のみ実施</div> 最低人数と要員確保 …動員準備(水防当番イメージ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">・ 濃厚接触者となる範囲想定</div>
	感染予防措置		・窓口での工夫(受付窓口設置済み) ・飛散防止策、レイアウト変更 ・シフト勤務
	職員への注意喚起ほか		・出張、会議時の注意事項 ・体調管理
市の事業関係		・バス等	

市の施設の扱いについて

	職員・関係者が濃厚接触者の場合	職員・関係者が陽性の場合	閉鎖期間
学校	閉所はしない 濃厚接触者は自宅待機	速やかに学校全体を閉鎖 (「学級閉鎖」)	おおむね2週間 状況により増減(保健所・学校医 と相談)
保育所	閉所はしない 濃厚接触者は自宅待機	速やかに保育所全体を閉鎖	同上
その他施設	(学校保育所に準じる)	(学校保育所に準じる)	(学校保育所に準じる)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">指定管理者と要意思疎通</div>			
市役所	閉鎖はしない 濃厚接触者は自宅待機	消毒、除染後速やかに再開 A業務の継続のための人員配置	